⑷　管理監督者研修（課長補佐研修・課長研修）

各府省地方機関の課長補佐又は課長を対象として、将来の地方機関における上級幹部職員の養成を目的として、管理監督者の心構えや役割に関するカリキュラムを中心に実施した。

⑸　幹部行政官セミナー

管区機関の局部長級の職員を対象に、これからの行政と行政官の在り方を基本に立ち返って考え、意識改革を図る幹部行政官セミナーを実施しており、各界の有識者からの講話と講師を交えた意見交換を行った。

平成26年度は、４回開催し、66人が参加した（表２－５）。

表2-5　平成26年度地方機関における幹部行政官セミナー実施状況

開催地	講師		テーマ	期日
札幌市	丸谷　智保	株式会社セイコーマート代表取締役社長	北海道の地域活性とコンビニ	11月26日
仙台市	江利川　毅	公立大学法人埼玉県立大学理事長 公益財団法人医療科学研究所代表理事	幹部行政官に望む	11月7日
名古屋市	柏木　哲夫	金城学院学院長	使命を生きるということ	10月30日
大阪市	増田　明美	スポーツジャーナリスト 大阪芸術大学教授	明るい雰囲気が強い組織をつくる	1月16日

第３節　派遣研修

人事院は、各府省の行政官を国内外の大学院等に派遣する派遣研修の制度を運営、実施している。

高額の費用を要するものが多い派遣研修については、近年、費用対効果が特に厳しく問われている。そのため制度を所管する人事院としても、応募者の研究計画や人物に関する厳格な審査を通じ、国民全体の奉仕者としての自覚、研究の有用性、公務に対する成果還元の意欲等について様々な角度からチェックするなど、厳正な運用に努めている。

１　在外研究員制度

⑴　行政官長期在外研究員制度

本制度は、行政の国際化が進展する中で、国際的視野を持ち、複雑・多様化する国際環境に的確に対応できる行政官の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を２年間諸外国の大学院に派遣し、研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間が８年未満の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の選考を経て決定している。

平成26年度は147人を派遣し、このうち２人については、平成24年度より導入した博士号を取得させる仕組みの下で博士課程に派遣した。派遣先内訳は、表２－６のとおりである。

表2-6　平成26年度行政官長期在外研究員派遣状況

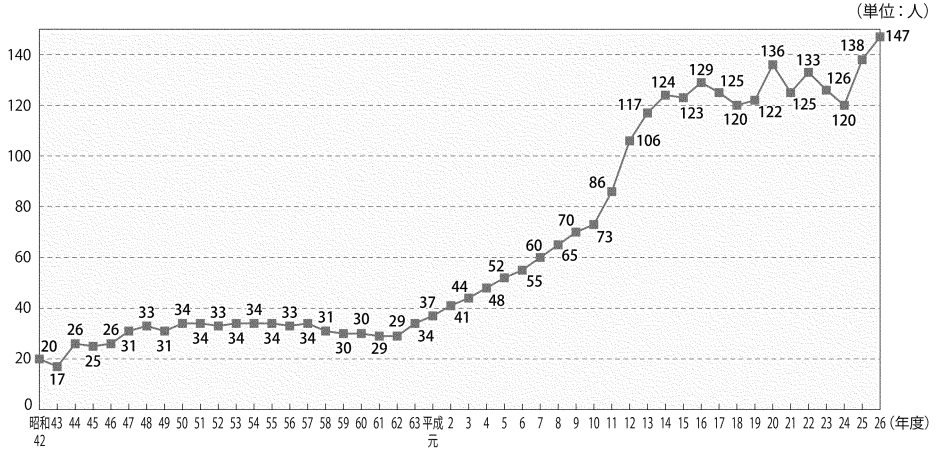
（単位：人）

派遣先国（地域）名	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	カナダ	中国	シンガポール	計
派遣人数	105(1)	33(1)	2	2	2	1	1	1	147

（注）（　）は、うち博士課程への派遣人数

昭和41年度の制度発足以来、平成26年度までに派遣した研究員の総数は3,202人で、昭和62年度以降着実に増加し、特に平成14年度以降、新規派遣者数は毎年度120人以上で推移している（図２－２）。

図2-2　行政官長期在外研究員新規派遣者数の推移



（注）　博士課程への派遣（平成24年度３人、平成25年度２人、平成26年度２人）を含む。

派遣した研究員の総数を派遣先国（地域）別の内訳でみると、アメリカ2,361人、イギリス508人、フランス149人、ドイツ70人、カナダ48人、オーストラリア29人、中国19人、韓国５人、オランダ４人、その他９人となっている。

この制度の修了者は、修士号の学位等を取得するとともに、帰国後、在外公館等海外のポストで活躍する者が多い。国内にあっても、国際的視野に立った行政施策の企画・調整の衝に当たるなど、我が国行政の国際的な活動において、大きな役割を担っている。

⑵　行政官短期在外研究員制度

本制度は、諸外国において専門的な知識、技能等を習得させることにより、増大する国際的業務に適切かつ迅速に対処し得る人材の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を６か月間又は１年間、諸外国の政府機関等に派遣する制度である。

派遣される研究員は、在職期間がおおむね６年以上で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の３級以上（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院が選抜審査を行って決定している。研究員は、諸外国の政府機関、国際機関等に派遣され、それぞれの課題について調査研究活動に従事する。

平成26年度は26人を派遣しており、派遣先内訳は、表２－７のとおりである。

昭和49年度の制度発足以来、平成26年度までに派遣した研究員の総数は1,472人で、派遣先国（地域）別の内訳でみると、アメリカ688人、イギリス294人、オーストラリア94人、フランス63人、ドイツ58人、カナダ52人、その他178人となっている。

本制度の修了者の多くは、長期在外研究員制度の修了者と同様に、帰国後、国際的な業務に携わっている。また、研究員が帰国後に提出する研究報告書は、海外の制度、実情に関する最新の情報であり、関連する行政分野における貴重な資料として活用されている。